

第 7 回草津市農業委員会総会  
会 議 録

令和 3 年 1 月 12 日

## 第 7 回 草津市農業委員会総会 会議録

開会 令和3年1月12日（火） 午後1時30分～

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 報告第 1 号  
農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）
- 第 3 報告第 2 号  
農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約通知について（報告）
- 第 4 報告第 3 号  
農地変更届出について（報告）
- 第 5 議 第 1 号  
農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
提案説明、案件に関する質疑、採決
- 第 6 議 第 2 号  
農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
提案説明、案件に関する質疑、採決
- 第 7 議 第 3 号  
農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
提案説明、案件に関する質疑、採決

## 1. 農業委員

### ・会議に出席した委員

1 番	山元 泰宏	2 番	石田 隆司	3 番	中野 隆史
4 番	横江 岩美	5 番	横江 年男	6 番	堀井 信一
7 番	山本 英裕	8 番	木村 幸夫	9 番	木下 範明
10 番	中島 紀昭	11 番	小川 雅嗣	12 番	横江 吉美
13 番	中村 好明	14 番	堀 裕子		

### ・会議に欠席した委員

なし

## 2. 農地利用最適化推進委員

### ・会議に出席した委員

1 番	奥村 和夫	2 番	吉川 眞史	3 番	田村 捨要
4 番	中西 真由巳	5 番	久保 和久	6 番	三澤 茂
7 番	山田 稔幸	8 番	中川 正平	10 番	葛原 孝博

## 3. 事務局

### ・会議に出席した職員

事務局長	田中 好紀	参事	服部 英亜	主査	中鹿 誠
------	-------	----	-------	----	------

事務局長

皆さん、こんにちは。

あけましておめでとうございます。今年もよろしく願いいたします。

定刻となりましたので、ただいまから第7回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、出席委員は14名中14名全員出席で定足数に達しておりますので、総会は成立しておりますことを御報告します。

また、傍聴人はおられません。

なお、議案説明については、個人情報関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

また、委員の皆様が御説明いただくときも同様をお願いいたします。

それでは、農業委員会憲章の唱和をお願いいたします。

( 農業委員会憲章の唱和 )

事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長よろしく願いいたします。

会長

皆様、こんにちは。

新年あけましておめでとうございます。

昨年につきましては、第24期目の農業委員様、推進委員様、御苦勞様でございました。

去年からずっと続いております新型コロナの影響で、事業や農用地等、農業委員会としても、芳しくない状態でございます。

しかしながら、食を支える点では、農業を止めるわけにはいきませんので、農家の皆様に頑張ってもらったためにも、我々農業委員は努力して農業関連の政策を推し進めていかななくてはなりません。

東京等、緊急事態宣言が出されましたけれども、人の動きがなかなか収まっていないようで、これからますますパンデミックがひどくなるというような考え方もあるかと思えます。そんな中でも我々は生きていかななくてはなりませんので、何卒皆様の健康を守ったうえで、自粛だけではいけませんけれども、行動をしていただきたいと思います。

農業委員会としまして、人・農地プランの実質化、湖辺地区の用水管のやり替え等でございます。また、遊休農地もたくさんございますので、そちらの方も御尽力いただきたいと思いますので、今年一年よろしく願いいたします。

それでは、本日もどうぞよろしく願いいたします。

会長                    それでは早速議事に入りたいと思います。  
                          本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしておきましたとおりでありますので、これを御了承願います。

会長                    それでは、これより日程に入ります。  
                          日程第1 会議録署名委員の指名を行います。  
                          会議録署名委員は、会議規程第19条第2項の規定により、議席番号1番 山元 泰宏 委員、議席番号8番 木村 幸夫 委員、以上の兩人を指名いたします。

会長                    次に、日程第2 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について、1番から10番の各案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を願います。

事務局                それでは、報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明いたします。

                          この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

                          今月の届出は10件です。

                          議案書は2ページから4ページでございます。

                          はじめに番号1番は、譲受人が露天駐車場を整備するため、譲渡人が所有する岡本町地先の田4筆計1, 181㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

                          譲受人は、大阪市に本社を置く不動産業者であり、次に説明させていただきます2番の案件の仲介をされております。

                          譲渡人所有の田のうち、2番の案件の残地を自社名義に変更されるものであります。

                          周囲は、宅地、道路、水路、転用予定地であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

                          次に番号2番は、譲受人が露天資材置場を整備するため、譲渡人が所有する岡本町地先の田2筆計489㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

                          譲受人は、笠山五丁目にある防水工事を行う業者であり、資材置場が必要となったことから、届出地を取得されるものであります。

周囲は、宅地、道路、転用予定地であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

次に番号3番は、譲受人が分譲宅地造成のため、譲渡人が所有する追分二丁目地先の田1筆454㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。譲受人は、大津市で不動産業を営む法人であり、3区画の分譲を予定されております。

届出地は、追分東部土地区画整理事業の区域内であり、周囲は、宅地および道路であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

次に番号4番は、譲受人が分譲宅地造成のため、譲渡人が所有する東矢倉三丁目地先の登記地目 田、現況 畑の土地1筆417㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は、不動産業を全国展開されている会社のグループ企業であり、届出地において3区画の分譲を予定されております。

周囲は、田、山林、道路であり、農地の所有者から隣地承諾を得られております。

次に番号5番は、譲受人が自己用住宅を建築するため、父親である譲渡人が所有する渋川二丁目地先の田1筆36㎡を贈与にて取得し、転用されようとするものです。

届出地は、昨年10月に隣接地と併せて転用の届出があり受理しておりますが、当時は名義を父親のまま残す計画であったため、契約内容が使用貸借での届出でありました。しかしながら、建築にあたり、名義が父親のままでは手続きが煩雑になるため、今回、所有権移転を行えるよう贈与にて改めて届出をなされたものであります。

周囲は、道路、宅地、譲渡人所有地であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

次に番号6番と番号7番は関連する案件ですので、一括にて説明させていただきます。

番号6番は、譲受人が農業通路として利用するため、譲渡人が所有する西渋川二丁目地先の田1筆105㎡、また、番号7番は、譲受人が露天農業用具置場として利用するため、譲渡人が所有する西渋川二丁目地先の田1筆230㎡を交換にてそれぞれ取得し、転用されようとするものです。

右側の田が図面左側、市道西渋川北24号線に接道しておらず不便なことから、交換されるものであります。

周囲は、田、里道水路、宅地、道路であり、農地の所有者から隣地承諾を得られておられます。

次に番号8番は、譲受人が露天資材置場として利用するため、譲渡人が所有する野路六丁目地先の畑3筆計991㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は、京都市でバイクの教習所を運営する法人ですが、外にも自動車の整備や売買も手掛けられており、今回、自社所有の資材置場を確保されるものであります。現況が畑であるため、造成等を行わず、地ならし程度の整地のうえ、利用する計画となっております。

周囲は、畑、宅地、道路であり、農地の所有者から隣地承諾を得られておられます。

次に番号9番と10番は関連する案件ですので、一括にて説明させていただきます。

まず番号9番は、譲受人が土地区画整理事業に伴う分譲宅地として、譲渡人が所有する南草津プリムタウン土地区画整理事業区域内の南笠町地先の田2筆計665㎡、換地面積331㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

次に番号10番は、譲受人が土地区画整理事業に伴う住宅用地として、譲渡人が所有する南草津プリムタウン土地区画整理事業区域内の南笠町地先の田2筆533㎡、換地面積265㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

9番、10番ともに、周囲は、土地区画整理事業のエリアでありますことから隣地承諾を得なければならない農地はございません。

なお、譲受人について、住所および代表取締役も同一であります。別法人であることを法人登記簿により確認しておりますので申し添えます。

最後に、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については、問題ないものとし、番号1番、2番は12月17日付け、3番、4番は12月10日付け、5番は12月17日付け、6番から10番については12月24日付けにて、専決規定に基づき、それぞれ局長専決により受理しております。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

( 質問・意見なし )

会長 発言が無いようですので、報告第1号を終わります。

会長 次に、日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約通知について、1番の案件を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 それでは、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について説明させていただきます。  
議案書の5ページをご覧ください。

この届出は、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約通知であり、農地法第3条による賃貸借権の設定を解除するものです。

今月は1件の届出がありました。

番号1番に関しては、賃借人は賃貸人が所有する新浜町地先の田1筆、1, 256㎡に対して、農地法第3条による賃貸借権の設定をしておりましたが、今回、解約をしたいとの申出がありました。

解約に至った事由につきましては、賃借人が耕作できなくなったため、今回、賃貸人との間で合意解約をされようとするものです。この筆については以前から耕作放棄地として事務局でも対応をしてきましたが、所有者と連絡がつかず、手続きができない状況が続いておりました。今回推進委員さんに御協力をいただきながら手続きを完了することができました。なお賃貸人も耕作ができないと仰っておられるため、解約後も農地がきちんと管理されるよう推進委員さんと事務局で協力をして解消に向けて対応してまいります。

なお、この解約通知書につきましては、番号1番は12月3日付けで受理しております。

以上、賃貸借の解約通知1件について、受理しましたので報告いたします。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

( 質問・意見なし )

会長 発言が無いようですので、報告第2号を終わります。

会長 次に、日程第4 報告第3号 農地変更届出について、1番の案件を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 それでは、報告第3号、農地利用変更届出書について説明いたします。  
この届出は田から畑へ地目を変更されようとするものです。  
今月の届出は1件です。  
議案書の6ページをご覧ください。

番号1番は、届出人が南笠町地先の田1筆、744㎡を田から畑へ変更されようとするものです。

当該地は湿田であり、土を入れることで畑にしたいと考えられました。雨水幹線整備工事の残土により造成される計画です。

栽培計画については、今後は自家用野菜を作付される予定です。

隣地関係については、周囲は田、雑種地、農道であり、農地の所有者から隣地承諾を得られております。また、農地地目変更を行うことによる影響もございません。

以上、農地利用変更届出書について、添付書類等確認いたしました。不備等はなく、受理いたしましたので、御報告いたします。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

( 質問・意見なし )

会長 発言が無いようですので、報告第3号を終わります。

会長 次に、日程第5 議第1号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、1番と2番の各案件を議題として、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 続きまして、議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

この申請は農地の権利移転・権利設定にかかる申請です。

今月の申請は2件です。

議案書の差替えがございますので、お手元にお配りしたものを御覧ください。

はじめに番号1番については、譲受人は譲渡人が所有する南笠町地先の田1筆、2, 142㎡を売買にて取得されようとするものです。

申請理由につきましては、当該地は譲渡人の居住地から離れており、農業経営の効率化を図るため相談をされたところ、次の番号2番の土地を譲ってもらえることになり、また当該地については売買にて譲受人に譲渡することで合意が得られたため、今回の申請に至りました。

栽培計画については、今後は水稻を作付される予定です。

今回の取得により譲受人の耕作農地が15,981㎡となりますことから、下限面積（第5号）の要件を満たしております。

次に、農地法第3条第2項各号についてですが、第1号の全部効率化要件については、現在所有する農地についても耕作されており、取得後においても全ての農地を効率的に利用して耕作されるものと判断します。

次に第2号の法人要件および第3号の信託要件については、個人のため該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第7号の地域調和要件については、譲受農地の地域生産組合に農地取得後の耕作ルール、農地の保全等について調整しておられますことから、地域調和に支障を生ずる恐れがないと認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件はすべて満たしております。

次に番号2番については、譲受人は譲渡人が所有する新浜町地先の田1筆、1, 147㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲渡人は高齢であり農業経営の縮小を考えていたところ、当該地を譲り受けることで農業経営の効率化が図れると考えられた譲受人との間で合意がなされたため、今回の申請に至りました。

栽培計画については、今後は水稻を作付される予定です。

今回の取得により譲受人の耕作農地が5,046㎡となりますことから、下限面積（第5号）の要件を満たしております。

次に、農地法第3条第2項各号についてですが、第1号の全部効率化要件については、現在所有する農地についても耕作されており、取得後においても全ての農地を効率的に利用して耕作されるものと判断します。

次に第2号の法人要件および第3号の信託要件については、個人のため該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事で

きると認められます。

第7号の地域調和要件については、譲受農地の地域生産組合に農地取得後の耕作ルール、農地の保全等について調整しておられますことから、地域調和に支障を生ずる恐れがないと認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件はすべて満たしております。

以上、許可申請書2件について、添付書類等を確認いたしました。不備等はないと考えますので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

1番の案件につきましては、議席番号●番 ●●委員をお願いします。

●番 ●● ●●推進委員と現地確認に行きました。現地の周りは農地です。現地は草が伸びているかなという状態でしたが、田として管理はされています。草の状態については、事務局より指導がありまして、草の刈り取りをしていただいております。周りは農地ということで、問題ないものと判断いたします。

会長 2番の案件につきましては、議席番号●番 ●●委員をお願いします。

●番 ●● 昨年12月24日に●●推進委員さんと一緒に業者さんに説明を受けました。譲受人の方が野洲の●●さんという方です。水稻をされるということ。少々草が生えておりましたけれども、それも刈り取って、今後水稻をされるということでした。問題ないという判断をいたしました。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
ただいまの、事務局と地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

●●番 ● 1番の譲受人の方は野洲在住で、ここまで手広くされているのですか。

事務局 1番の譲受人の方ですが、野洲の方で耕作されておまして、草津市では今回が初めてとなります。これから軽トラ、農機具等を借りる予定をされております。それによって、草津市内でも耕作されたいということです。

今回、1筆申請されましたけれども、今後広げていかれる予定です。また申請の方も考えていると聞いております。

事務局長       ここは圃場整備のできた農振青地の土地ですので、違うものにとというのはなかなか出来ませんし、野洲でもされているということですので、農業に関する担保は出来ているかなと考えております。

●●番           ありがとうございます。

●

会長           他にございませんか。

●●番           1番の譲受人の方ですが、実際耕作されているのですよね。誰かに貸してされているのですか。

事務局       野洲の他にも、米原の方で13,000㎡ほど、柿の栽培を手広くされております。

実際に誰が耕作されているかまでは見に行っていないのですが、農地はきちんとされておりまして、管理もされております。

事務局長       今のお話ですが、所有者さん自身が実際耕作されているかどうかという所までは、市内全筆確認は出来ておりません。法律でそれこそヤミ小作になるのかもしれませんが、登記簿と同じ方がされておられる確認としては、現地が荒れずにされているということでしたら性善説で耕作されているという意味合いで考えております。

会長           1番の譲渡人が2番の譲受人になっておりますので、資産の買い替えだとは思いますが、1番に関しましては圃場整備地区で田んぼしかできないので、資産としての購入ではないような感じもします。

地元の方が付くわけではありませんので、後々耕作放棄地になりますとまた問題になりますので、地元の方や委員さんは、追跡調査というわけではありませんが、今後草原になっていないかは注意して見守っていただきたいと思っております。

事務局長       追加ですが、2番の土地というのは大津市さんと境の土地なので、1番の譲渡人さんからしたら自分の住まいの近くに農地を取得できるという意味合いでは、効率が上がるのかなと考えます。

会長                    その他、御意見御質問ございませんか。

( 質問・意見なし )

会長                    無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第1号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、1番と2番の各案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

( 挙手全員 )

会長                    挙手全員であります。

よって、議第1号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、1番と2番の各案件は原案のとおり決定いたしました。

会長                    次に、日程第6 議第2号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、1番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局                続きまして議第2号 農地法第4条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は市街化調整区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の申請は1件です。

議案書は8ページです。

番号1番は申請人が農業用倉庫の敷地拡大のため、本人が所有する矢橋町地先の登記地目 田、現況 畑の土地1筆123㎡を転用されようとするものです。

申請地は申請人の御自宅と農業用倉庫の間にある小さな畑であり、今回、農作業スペースの確保のため、転用されるとのことです。

現況は畑であり、倉庫敷地とほぼフラットなことから、地ならし程度の整地を行います。

雨水排水につきましては、舗装等行わないため、現状のまま自然透水で処理されます。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街

化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事は地固め程度で済み御自身でされますことから、問題ないものと考えます。

よって本議案を許可することについては、農地法第4条第6項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上添付書類等確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

1番の案件につきましては、議席番号●番 ●●委員をお願いします。

●番  
●●

昨年11月27日に●●推進委員と業者さんと三人で現地確認に行きました。ただいま事務局から説明がありました通りです。自宅敷地内での農業用倉庫ということです。北側には用水路が流れているだけで、別段、周辺にも迷惑がかからないということで、問題ないものと判断いたします。

会長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。

ただいまの、事務局と地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

会長

その他、御意見御質問はございませんか。

( 質問・意見なし )

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第2号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、1番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

( 挙手全員 )

会長

挙手全員であります。

よって、議第2号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、1番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長

次に、日程第7 議第3号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、1番から3番の各案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局

続きまして、議第3号 農地法第5条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の申請は3件です。

議案書は9ページ、10ページです。

はじめに番号1番は、譲受人が、露天資材置場を整備するため、譲渡人が所有する青地町地先の田4筆計1098.22㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は岡本町に本社を置く建設業を営む法人であります。今回、事業拡大に伴い資材置場が必要となり、今回の申請に至ったものであります。

申請地は、青地町地先ではありますが、本社事務所に隣接する土地になります。

隣地との境界にある既設の擁壁を利用し、敷地全体に盛り土を行います。

雨水排水については、集水枿を介し、前面道路側溝へと放流する計画となっております。

周囲は、畑、宅地、道路であり、畑の所有者から隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えていることから、宅地化の状況が一定程度に達している第3種農地と判断されます。また、第3種農地での農地転用申請については、原則許可することとなっております。

一般基準については、工事見積書および残高証明書の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

次に番号2番は、譲受人が露天資材置場を整備するため、譲渡人が所有する矢橋町地先の田1筆1, 154㎡を賃貸借にて借り受け、転用されようとするものです。

譲受人は、矢橋町に本社を置く建設業を営む法人であり、今回、事業拡大に伴い資材置場が必要となり、既存の資材置場の隣接地を適地として、今回の申請に至ったものであります。

切土盛土の造成は行わず、既存の資材置場との間にスロープを設置し、往来ができるようにする計画となっております。

雨水排水につきましては、舗装等を行わないため、自然透水での処理となります。

周囲は、田および雑種地であり、田の所有者から隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、申請地からおおむね500m以内に草津総合病院および老上西小学校があることから、公益的施設の整備状況が一定程度に達している第3種農地と判断されます。また、第3種農地での農地転用申請については、原則許可することとなっております。

一般基準については、工事見積書および残高証明書の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

次に番号3番は、譲受人が専用住宅建築のため、譲渡人が所有する駒井沢町地先の田1筆412㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は、栗東市内の賃貸アパートにお住まいですが、手狭になってくることから、当該地を適地として申請があったものであります。

既設の擁壁を利用し、敷地全体に盛り土を行ったうえ、コンクリートブロックにて開発区域を明示します。

また、雨水排水につきましては、会所柵を介して北側水路へと放流されます。

周囲は、宅地、雑種地、水路、道路であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、申請地からおおむね500m以内に草津ハートセンターおよび新堂中学校があることから、公益的施設の整備状況が一定程度に達している第3種農地と判断されます。また、第3種農地での農地転用申請については、原則許可することとなっております。

一般基準については、工事見積書および残高証明書の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上3件、添付書類等確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

1番の各案件につきましては、議席番号●番 ●●委員をお願いします。

●番

昨年12月18日に●●推進委員さんと現地確認に行きました。

●●

この4筆は実際には一枚の田んぼでありまして、南側は名神高速道路の側道に面しています。西側は進入路、南側も進入路、その奥側は琵琶湖側になりまして、左側は自動車屋、右側の半分が温室です。その温室は申請地から2mほど離れておりまして、温室が影にならないように建物は3m以上のものは建てないでくださいという契約は交わしているという話でした。

隣接農地はございません。

御審議賜りますようお願い申し上げます。

会長

2番の案件につきましては、議席番号●番 ●●委員をお願いします。

●番

昨年12月18日に●●推進委員さんと業者さんと現地確認に行きました。

●●

南側の方からさらに埋められて、露天資材置場になっております。隣接されている方にも確認を取ったところ、整備等、十分きちんとされているということで、問題ないものと判断いたします。

会長

3番の案件につきましては、議席番号●番 ●●委員をお願いします。

●番

昨年12月1日に●●推進委員さんと現地確認に行きました。内容は先ほどの事務局の説明通りです。

●●

御審議賜りますようお願い申し上げます。

会長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

( 質問・意見なし )

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております、議第3号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、1番から3番の各案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

( 挙手全員 )

会長 挙手全員であります。

よって、議第3号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、1番から3番の各案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 午後 2時15分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和3年1月12日

会 長 山本 英裕 \_\_\_\_\_

署名委員 山元 泰宏 \_\_\_\_\_

署名委員 木村 幸夫 \_\_\_\_\_